

発議第3号

地方自治法第180条第1項の規定により愛南町長において専決することができるものの指定の一部改正について

上記の議案を提出する。

地方自治法第180条第1項の規定により愛南町長において専決することができるものの指定の一部改正

地方自治法第180条第1項の規定により愛南町長において専決することができるものの指定(平成16年11月1日)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この専決の指定は、令和4年6月17日から施行する。

令和4年6月17日提出

提出者 愛南町議会議員 山下 正敏

賛成者 愛南町議会議員 石川 秀夫

〃 〃 鷹野 正志

提案理由

地方自治法の改正により、引用条文の改正が必要となるため。

地方自治法第180条第1項の規定により愛南町長において専決することができるものの指定 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>次に掲げる事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定に基づき、町長において専決することができるものとして指定する。</p> <p>1 法第243条の2 <u> </u>第8項の規定による職員の賠償責任額の減免について町長の決定した金額が10万円未満の場合</p> <p>2 自動車事故により法律上町に損害賠償の義務が生じた場合、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)及び全国自治協会町村自動車損害共済保険の規定に基づき、保険金額の限度内において、保険会社が認めた損害賠償額を超えない額</p>	<p>次に掲げる事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定に基づき、町長において専決することができるものとして指定する。</p> <p>1 法第243条の2 <u>の2</u>第8項の規定による職員の賠償責任額の減免について町長の決定した金額が10万円未満の場合</p> <p>2 自動車事故により法律上町に損害賠償の義務が生じた場合、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)及び全国自治協会町村自動車損害共済保険の規定に基づき、保険金額の限度内において、保険会社が認めた損害賠償額を超えない額</p>